第２　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部改正

第一条第一項及び第四条第一号において所要の改正を行う。

第３　地方税法施行令の一部改正

附則第十二条第四十八項柱書及び同項第二号ロにおいて所要の改正を行う。

第４　附則

この政令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。

◇航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百七号）（国土交通省）

航空法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十五号）の施行期日は令和七年十二月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年九月一日とする。

◇航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百八号）（国土交通省）

第１　空港法施行令の一部改正

１　災害復旧工事

国土交通大臣が地方公共団体に代わって施行する特定工事の施行中に生じた災害による工事を、災害復旧工事の対象から除く。（第四条関係）

２　特定工事等の代行に係る公示

⑴　国土交通大臣が地方公共団体等に代わって特定工事等を施行しようとする場合の公示の方法を定める。（第四条の二第一項関係）

⑵　国土交通大臣が地方公共団体等に代わって施行した特定工事等の全部又は一部を完了した場合の公示の方法を定める。（第四条の二第二項関係）

３　特定災害復旧工事の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置

⑴　国土交通大臣が地方公共団体に代わって施行する特定災害復旧工事（滑走路等、空港用地又は排水施設等に係るものに限る。）の施行中又は着手前において、更に当該施設について地震等による災害が生じた場合の措置を定める。（第五条第三項関係）

⑵　特定地方管理空港における特定災害復旧工事の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置について、⑴と同様とする。（附則第五条第一項関係）

４　その他

その他所要の改正を行う。

第２　その他

その他所要の改正を行う。

第３　施行期日

この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。（附則関係）

政　令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の七第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の二第十三項に次の一号を加える。

七　日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

附　則

（施行期日）

1　この政令は、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地方税法施行令附則第十条の二の二第十三項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

総務大臣　村上誠一郎

財務大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　石破　茂

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。